

栗東市農業振興基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 栗東市の農業に関する基本的な方針である栗東市農業振興基本計画の策定及び農村振興に関する基本的な方針である栗東農業振興地域整備計画の見直しを行うため、栗東市農業振興基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に応じて、次の業務を行うものとする。

- (1) 栗東市農業振興基本計画の素案を策定すること。
- (2) 栗東市農業振興計画の素案に応じて、農業振興地域整備計画の見直し案を策定すること。
- (3) その他栗東市農業振興基本計画又は農業振興地域整備計画に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、学識経験者 1 名を含む委員 1 2 名以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 団体組織等は、当該団体組織等により推薦された委員が委員を退任した場合は、後任の委員を新たに推薦するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係職員を出席させ、その意見や情報を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、環境経済部農林課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。